

# 金沢市中央公民館の使用料の減免に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、金沢市中央公民館使用料条例（昭和38年条例第5号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、金沢市中央公民館（以下「中央公民館」という。）の使用料（以下「使用料」という。）を減免する場合の取扱について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「団体」とは、その構成員の数が概ね5名以上であって、1年以上の活動実績を有するとともに、今後も継続した活動が見込まれる団体をいう。

(減免の対象)

第3条 条例第3条の規定により中央公民館（松声庵を除く。）の使用料を減免することができるときは、次の各号のいずれかに該当するとき（第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、金沢市公民館設置条例（昭和24年条例第408号）別表1に規定する金沢市中央公民館長町館を使用するときに限る。）とする。

- (1) 金沢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が主催する事業に使用するとき。
- (2) 本市の青少年及び青少年の指導者又はこれらを構成員とする団体が使用するとき。
- (3) 本市の女性を構成員とする団体が使用するとき。
- (4) 市民の自主的な研修活動等を行う団体が使用するとき。
- (5) 別表に定める団体が社会教育（社会教育法（昭和24年法律第207号）第2条に規定する社会教育をいう。）の目的で使用するとき。

2 条例第3条の規定により松声庵の使用料を減免することができるときは、金沢市又は教育委員会が主催又は共催する事業のために使用するときとする。

(決定の取消等)

第4条 市長は、使用料の減免の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により使用料の減免の決定を受けたことが判明したときは、当該使用料の減免の決定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により使用料の減免の決定を取り消した場合は、直ちに期日を定めて当該減免の決定を取り消した者に使用料を納付させるものとする。

(雑則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

(別表 第3条)

## 社 会 教 育 団 体 等

### 社会教育団体

金沢市中央公民館自主グループ

金沢市公民館連合会

金沢市公民館職員連絡協議会

金沢市PTA協議会

金沢市青少年団体連絡協議会

金沢市校下婦人会連絡協議会

金沢市体育協会

金沢市音楽文化協会

(社)金沢ボランティア大学校及び同窓会

(財)金沢国際交流財団

上記の団体を構成する団体を含む

### その他関係団体

金沢市町会連合会

金沢市老人連合会

金沢大学法学部民法研究会

あすなる学級

金沢手をつなぐ親の会

上記の各団体を構成する団体を含む